

避難実施要領のパターン

－ 項 目 －

- 1 (久留米市における特殊部隊攻撃事案 ①)
- 2 (弾道ミサイル発射予測事案 ②)
- 3 (急襲的な航空攻撃事案 ③)
- 4 (久留米駅等における爆破テロ攻撃事案 ④)
- 5 (久留米市における化学剤による攻撃事案 ⑤)

避難実施要領（例）①
（久留米市における特殊部隊攻撃事案）

久留米市長第〇号

平成 年 月 日 時 分現在

本市における住民等は、下記の「避難実施要領」に基づいて、市職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

記

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

- (1) 〇〇地区の住民等は、〇〇町の〇〇小学校体育館、〇〇小学校体育館を避難施設として、〇月〇日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分を目途にバスを利用して避難を行います。

バス 〇〇地区の住民等は、集合場所である〇〇小学校グラウンドに徒歩により、自治会、町内会、事務所等の単位で、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までを目途に集まってください。

集合場所から、西鉄バス会社のバスにより、国道（県道）〇〇号線を利用して、〇〇町〇〇小学校体育館、〇〇小学校体育館に移動します。

- (2) 〇〇校区及び〇〇校区の住民等は、〇〇町の〇〇高等学校を避難施設として、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分を目途にバスを利用して避難を行います。

バス 〇〇、〇〇校区の住民等は、集合場所である〇〇小学校グラウンドに徒歩により、自治会、町内会、事務所等の単位で、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までを目途に集まってください。

集合場所から、西鉄バス会社のバスにより、国道（県道）〇〇号線を利用して、〇〇高等学校に移動します。

・・・以下略・・・

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
- (3) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、貴重品等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
- (4) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官の指示に従って避難してください。
- (5) 留守宅は戸締まりしてください。
- (6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官に通報してください。
- (7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先
久留米市対策本部 電話 0942-30-9074

3 避難誘導の実施

(1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等を配置する。

・住民等へ避難実施要領を周知する要員

市職員4名を広報車2台に配置し、〇〇時〇〇分から住民等への周知を図ります。

各地区を管轄する消防団において、消防ポンプ車等により、〇〇時〇〇分から管轄地域における住民等への周知を図ります。

・避難誘導を行う要員

集合場所及び事前に定められたコミュニティセンター等に、市職員及び消防団員を〇〇時〇〇分

までに配置します。(別途配置表作成)

・避難経路に配置する要員

市職員及び消防団員を〇〇時〇〇分までに避難経路の要所に配置します。

(別途配置表作成)

・残留者を確認する要員

市職員及び消防団員を派遣し、残留者の確認を〇〇時〇〇分から行います。

(別途配置表作成)

・市対策本部要員

市対策本部に市職員30名を配置し、対応にあたっております。

さらに市対策本部に10名を増員します。

・避難先地域への先行要員

〇〇校区現地対策本部、〇〇校区対策本部に市職員をそれぞれ2名、〇〇時〇〇分までに市の公用車2台を使用し派遣します。

・避難誘導の際の水、食料等支援要員

集合場所にそれぞれ市職員4名を〇〇時〇〇分までに配置し、水等の支給を行います。

(2) 高齢者、障害者その他避難支援が必要な避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿を活用して優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など住民等にも、福祉関係者との連携の下、市職員、消防団等が行う避難誘導の実施への協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

(1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

(2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、校区コミュニティ組織の長、消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への伝達を依頼する。

(3) 担当職員等は、避難行動要支援者名簿登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

(4) 担当職員等は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

(5) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

(6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

5 避難の誘導

(1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

(2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

(3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(4) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(5) 職員等は、安全確保のため、事態の変化に注意し、最寄りの警察官や自衛官等への状況確認や対策本部、現地調整所と密接に情報交換を行う。

6 残留者の確認

(1) 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までの間、すみやかに、戸別訪問を行い、残留者がいないか確認する。

(2) 警戒線の内側の渡地区の残留者の確認については、安全の確保が図られた後に実施することとし、対策本部から別途連絡を行う。

(3) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

(4) 職員等は、安全確保のため、事態の変化に注意し、最寄りの警察官や自衛官等への状況確認や対策本部、現地調整所と密接に情報交換を行う。

7 市担当部署 久留米市対策本部 電話:0942-30-9074 FAX:0942-30-9712

避難実施要領（例）②
（弾道ミサイル発射予測事案）

久留米市長第〇号
平成 年 月 日 時 分現在

本市における住民等は、下記の「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、直ちに落ち着いて避難してください。

なお、今後の状況によっては、あらたに「避難実施要領」を策定することがあります。

記

1. 避難の方法

- ・弾道ミサイルが発射される恐れがあります。

住民等は直ちに外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難してください。

2. 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 地下のある建物の場合は、できるだけ地階に避難してください。
- (3) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠とならないよう注意してください。（弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため）
- (4) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。（弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれる恐れがあるため）
- (5) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (6) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (7) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (8) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (9) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (10) 緊急時の連絡先 久留米市対策本部 電話0942-30-9074

3. 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、屋外に出ない等、職員の安全に配慮して行う。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、校区コミュニティ組織の長、消防団分団長、自主防災組織の長等にFAX等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者名簿登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

4. 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

5. 市担当部署 久留米市対策本部、電話:0942-30-9074 FAX:0942-30-9712

避難実施要領（例）③
（急襲的な航空攻撃事案）

久留米市長第〇号
平成 年 月 日 時 分現在

本市における住民等は、下記の「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、直ちに落ち着いて避難してください。

なお、今後の状況によっては、あらたに「避難実施要領」を策定することがあります。

記

1. 避難の方法

- ・航空機攻撃の恐れがあります。

直ちに、住民等は外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の鉄筋コンクリート造りなどの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 地下のある建物の場合、できるだけ地階に避難してください。
- (3) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠とならないよう注意してください。（爆弾に化学剤などが含まれる恐れがあるため）
- (4) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。（爆弾に化学剤などが含まれる恐れがあるため）
- (5) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (6) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (7) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (8) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (9) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (10) 緊急時の連絡先 久留米市対策本部、電話：0942-30-9074 F A X：0942-30-9712

3 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、校区コミュニティ組織の長、消防団分団長、自主防災組織の長等に F A X 等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者名簿登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

4 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

5 市担当部署 久留米市対策本部、電話 0942-30-9074 F A X：0942-30-9712

避難実施要領（例）④
（久留米駅等における爆破テロ攻撃事案）

久留米市長第〇号
平成 年 月 日 時 分現在

本市における住民等は、下記の「避難実施要領」に基づいて、市職員、消防団等の避難誘導に従い、落ち着いて避難してください。

記

1 避難の経路、避難の手段その他の避難の方法

- (1) 〇〇駅周辺地区の住民等は、〇〇校区の〇〇小学校体育館、〇〇校区の〇〇中学校体育館を避難施設として、直ちに徒歩により避難を行います。

徒歩 〇〇駅周辺の住民等は、直ちに徒歩により、自治会、町内会、事務所等の単位で、〇〇校区の〇〇小学校体育館、〇〇校区の〇〇中学校に避難してください。
〇〇駅周辺の道路は、避けて避難してください。

- (2) 〇〇校区〇〇地区の住民等は、〇〇校区の〇〇小学校を避難施設として、直ちに徒歩により避難を行います。

徒歩 〇〇校区〇〇地区の住民等は、直ちに徒歩により、自治会、町内会、事務所等の単位で、〇〇校区〇〇小学校に避難してください。
〇〇駅周辺の道路は、避けて避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 近隣の住民等に声をかけあうなど、相互に助け合って避難してください。
(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履いてください。
(3) 携行品は、飲料水や日用品、最小限の着替え、貴重品等必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにしてください。また、パスポートや運転免許証等の身分証明書を身につけて避難してください。
(4) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官の指示に従って避難してください。
(5) 留守宅は戸締まりしてください。
(6) 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官に通報してください。
(7) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先
久留米市対策本部、電話：0942-30-9074 F A X：0942-30-9712

3 避難誘導の実施

(1) 職員の役割分担

避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等を配置する。

・住民等へ避難実施要領を周知する要員

市職員4名を広報車2台に配置し、〇〇時〇〇分から住民等への周知を図ります。
各地区を管轄する消防団において、消防車両等により、〇〇時〇〇分から管轄地域における住民等への周知を図ります。

・避難経路に配置する要員

市職員及び消防団員を〇〇時〇〇分までに避難経路の要所に配置します。

（別途配置表作成）

・残留者を確認する要員

市職員及び消防団員を派遣し、残留者の確認を〇〇時〇〇分から行います。

(別途配置表作成)

・市対策本部要員

市対策本部に市職員 30 名を配置し、対応にあたっております。

さらに市対策本部に 10 名を増員します。

・避難施設の運営要員

避難施設にそれぞれ市職員 2 名を〇〇時〇〇分までに配置し、避難施設の運営を、水等の支給を行います。

・避難施設での水、食料等支援要員

避難施設にそれぞれ市職員 4 名を〇〇時〇〇分までに配置し、水等の支給を行います。

(2) 高齢者、障害者その他避難支援が必要な避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿を活用して優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など住民等にも、福祉関係者との連携の下、市職員、消防団等が行う避難誘導の実施への協力を要請する。

4 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- (2) 区域内の大規模集客施設等（駅構内含む）の利用者については、施設管理者・駅係員等と連携し伝達するなど、速やかに施設外へ誘導するよう努める。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者名簿登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 担当職員等は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- (5) 避難行動要支援者については、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

5 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (4) 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

6 残留者の確認

- (1) 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までの間、すみやかに、広報車等を利用し、残留者がいないか確認する。
- (2) 避難しない残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- (3) 区域内の大規模集客施設等（駅構内含む）の利用者については、施設管理者・駅係員等と連携し、残留者がいないか確認する。

7 市担当部署

久留米市対策本部、電話:0942-30-9074 F A X :0942-30-9712

避難実施要領（例）⑤
（久留米市における化学剤による攻撃事案）

久留米市長第〇号
平成 年 月 日 時 分現在

本市における住民等は、下記の「避難実施要領」に基づいて、とるべき行動を把握し、落ち着いて避難してください。

なお、今後の状況によっては、あらたに「避難実施要領」を策定することがあります。

記

1. 避難の方法

- ・化学剤が飛散しているおそれがあります。

直ちに、住民等は外出を控え、次の避難の指示が出されるまで、自宅もしくは近隣の施設内に避難してください。

その際、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋や建物の上の階に避難してください。

2 避難を行う住民等に関する伝達事項

- (1) 室内では、扉、壁、窓ガラスから離れて座ってください。
- (2) 2階以上の建物の場合は、できるだけ上の階に避難してください。
- (3) 扉、窓を閉め、エアコン、換気扇を停止してください。ただし、室内が酸欠とならないよう注意してください。
- (4) 窓をテープで目張りするなど、できるだけ外気を遮断し、室内を密閉してください。
- (5) 化学剤の吸引を避けるため、マスクやタオル等で口を覆って避難してください。
- (6) 飲料水は密封されたミネラルウォーター等を使って下さい。
- (7) 屋内に入る時は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に入れ密閉し、その後、石けんで手及び顔、体をよく洗ってください。
- (8) 汚染された衣服をうかつに脱ぐと露出した皮膚に衣服の汚染された部分が触るおそれがありますので、はさみを使用するなど皮膚の汚染を防いでください。
- (9) 屋内でテレビ・ラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めてください。
- (10) 自家用車等を運転している場合は、できる限り道路以外に停車させて避難してください。
- (11) 子供のいる家庭では、玩具類を携行するなど、子供の不安解消を図ってください。
- (12) 市の職員、消防職員、消防団員、警察官、自衛官が指示した場合、それに従って避難してください。
- (13) 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないでください。
- (14) 緊急時の連絡先 久留米市対策本部、電話：0942-30-9074 F A X : 0942-30-9712

3 避難実施要領の住民等への伝達

- (1) 担当職員等は、防災行政無線等を用いて、住民等に避難実施要領の内容を伝達する。その際、屋外に出ない等、職員の安全に配慮して行う。
- (2) 上記と並行し、担当職員等は、避難実施要領について、校区コミュニティ組織の長、消防団分団長、自主防災組織の長等に F A X 等により、住民等への電話による伝達を依頼する。
- (3) 担当職員等は、避難行動要支援者名簿登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- (4) 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- (5) 大規模集客施設や店舗等の事業者に対して、来客等の一時滞在者が避難できるよう伝達を行う。
- (6) 外国人に対しては、国際交流協会等必要な機関による協力を要請し、迅速な伝達に心がける。

4 避難の誘導

- (1) 職員等は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (2) 防災活動服や腕章等の着用及び特殊標章等の提示により、避難誘導する者であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (3) 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静か

つ秩序正しい行動を呼びかけること。

(4) 学校や事業所においては、原則として、教室内や堅ろうな事務所内に避難し、集団でまとまって行動するように呼びかける。

5 市担当部署 久留米市対策本部、電話:0942-30-9074 F A X:0942-30-9712